

随意契約（相手方指定）調書

件名	水泳指導等業務委託	No.5200465
工（納）期	令和7年10月31日	
契約締結日	令和7年5月21日	
契約金額	8,500,800円（消費税込み）	

契約相手方	スポーツクラブNAS株式会社 (法人番号：9010601041375)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複数単価契約	

業者選定理由書

件名	水泳指導等業務委託
指名業者 (案)	名称 スポーツクラブNAS株式会社 所在地 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー26階 代表者 代表取締役社長 黒田 雅実
特命理由	<p>本件は、計画的な水泳授業の確保、児童生徒の泳力向上及びプール管理等による教職員の負担軽減を目的として、民間事業者の屋内プールで専門指導者による水泳指導を行う業務委託である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 現在区内に民間のプール施設は3か所あるが、上記業者が運営する2か所のプール施設は他の1か所と比べ、試行予定校の徒歩圏内に位置するため、学校と施設間の移動負担が軽減できる。</p> <p>② また、上記業者は令和2年4月より全国の小・中学校における水泳指導の受託を開始しており、都内及び近郊において複数の受託実績がある。昨年度荒川区で水泳指導を受託した際には、ノウハウを活かしたカリキュラムを展開し、安全で効果的な水泳指導と施設提供がなされるなど、履行状況は良好であった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)